

社会福祉法人北九州市社会福祉協議会評議員等の報酬及び費用弁償に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人北九州市社会福祉協議会定款（以下「定款」という。）第9条の規定に基づく評議員の報酬及び費用弁償、定款第22条の規定に基づく理事及び監事の報酬及び費用弁償並びに評議員選任・解任委員会委員、社会福祉法人北九州市社会福祉協議会定款施行細則第7条並びに第8条に規定する委員会の委員並びにこれらに準ずる者の費用弁償について、必要な事項を定める。

(評議員の報酬)

第2条 評議員には、報酬を支給しない。

(理事の報酬)

第3条 理事（会長及び常務理事を除く。）には、報酬を支給しない。

2 会長及び常務理事に対して、年額8,556,000円の範囲内で、次に定めるところにより報酬を支給する。

（1）会長には、報酬として月額100,000円を支給する。

（2）常務理事には、その職に対応する北九州市職員の給与に関する条例（昭和38年第24号）第5条、第11条、第24条及び第25条の規定の例により算定した額を報酬として、支給する。ただし、北九州市職員としての身分を有する常務理事には、その職に対応する北九州市職員の給与に関する条例第11条及び第25条の規定の例により算定した額を報酬（同条例第11条の規定の例により算定した額については月額報酬）として、支給する。

3 新たに会長及び常務理事になった者には、その日から報酬を支給する。

4 会長及び常務理事がその職を離れたときは、その日まで報酬を支給する。

5 会長及び常務理事が死亡したときは、その月まで報酬を支給する。

(監事の報酬)

第4条 監事には、報酬を支給しない。

(報酬の支給方法等)

第5条 報酬の支給は、本人の指定する金融機関口座への振込みをもって行う。ただし、特別の理由があるときは、現金をもって行うことができる。

2 支給する日は、社会福祉法人北九州市社会福祉協議会職員給与規程の適用を受ける職員の例による。

3 報酬の支給に当たっては、法令の定めにより控除すべき金額及び本人から申出のあつた金額を控除する。

(評議員の費用弁償)

第6条 評議員が、勤務地内において評議員会その他職務としての会議等に出席したときは、費用弁償を支給する。この場合においては、社会福祉法人北九州市社会福祉協議会旅費規程を適用する。

(理事、監事等の費用弁償)

第7条 理事及び監事が、勤務地内において理事会、評議員会その他職務としての会議等に出席した場合は、費用弁償を支給する。この場合においては、社会福祉法人北九州市社会福祉協議会旅費規程を適用する。

- 2 会長が、勤務地内において理事会、評議員会その他職務としての会議等に出席した場合及び勤務地内出張をした場合は、前項及び社会福祉法人北九州市社会福祉協議会旅費規程の規定は、適用しない。
- 3 常務理事には、北九州市職員の給与に関する条例第15条の規定の例により算定した通勤手当を支給する。
- 4 常務理事が、理事会、評議員会その他職務としての会議等に出席した場合には、第1項の規定を適用せず、社会福祉法人北九州市社会福祉協議会旅費規程の規定を適用する。
- 5 評議員選任・解任委員会委員、社会福祉法人北九州市社会福祉協議会定款施行細則第7条及び第8条に規定する委員会の委員並びにこれらに準ずる者が、勤務地内において委員会その他職務としての会議等に出席した場合は、日額5,000円の範囲内で会長が定める額を費用弁償として支給する。この場合においては、社会福祉法人北九州市社会福祉協議会旅費規程の規定は、適用しない。

(委任)

第8条 この規程の施行について必要な事項は、会長が別に定める。

付 則

- 1 この規程は、平成29年6月20日から施行する。
(社会福祉法人北九州市社会福祉協議会役員等の報酬及び費用弁償に関する規程の廃止)
- 2 社会福祉法人北九州市社会福祉協議会役員等の報酬及び費用弁償に関する規程（昭和57年4月1日制定）は、廃止する。
(社会福祉法人北九州市社会福祉協議会派遣職員給与規程の一部改正)
- 3 社会福祉法人北九州市社会福祉協議会派遣職員給与規程の一部を別紙のとおり改正する。

付 則

- 1 この規程は、平成30年4月1日から施行する。

付 則

- 1 この規程は、平成31年3月27日から施行する。ただし、第6条及び第7条の規定は平成31年1月1日に遡及して適用する。